

生田哲郎◎弁護士・弁理士／吉浦洋一◎弁護士・弁理士

著作者の推定の覆滅を認めた事例

[知的財産高等裁判所 平成28年11月11日決定 平成28年(ラ)第10009号]

[東京地方裁判所 平成28年4月7日決定 平成28年(モ)第40004号]

1. 事件の概要

(1) 本事案について

本件は、原告人（債務者）が出版する予定の判例集への相手方（債権者）の出版差止めを求める仮処分命令の申立て（平成27年（ヨ）第22071号）を認めた決定に対し、原告人が保全異議を申し立てたところ（平成28年（モ）第40004号）、仮処分決定を認可した決定に対する保全抗告事件です。

(2) 仮処分命令の申立て等の概要

相手方を含む4名は、原告人が出版した編集著作物である著作権判例百選[第4版]（以下、本件著作物）の編者（以下、本件著作物編者ら）でした。原告人は、本件著作物の改訂版である著作権判例百選[第5版]（以下、本件雑誌）の出版を企画したところ、本件著作物編者らの一人であった相手方が、本件雑誌の出版差止めの仮処分命令を申し立てました。

東京地方裁判所は、仮処分命令の申立てを認める決定をし、それに対して原告人は、保全異議を申し立てましたが、原決定を認可しました。

本件著作物の著作者性について、原決定では、本件著作物で相手方を含む4名が編者として表示されていること、

本件著作物のはしがきにおいて前記4名が新たな構成を採用し、収録判例を大幅に入れ替えたなどの主体として表示されていることから、「上記4名が編集著作者名として通常の方法により表示されているものであることは明らか」とし、相手方を著作権法14条により本件著作物の著作者として推定しました。

著作者の推定の覆滅については、「①債権者は、執筆者について、特定の実務家1名を削除するとともに新たに別の特定の実務家3名を選択することを独自に発案してその旨の意見を述べ、これがそのまま採用されて、本件著作物に具現されていること、②本件著作物については、当初から債権者ら4名を編者として『著作権判例百選[第4版]』を創作するとの共同の意思の下に編集作業が進められ、編集協力者として関わったD教授の原案作成作業も、編者の納得を得られるものとするように行われ、本件原案については、債権者による修正があり得るという前提でその意見が聴取、確認されたこと、③このような経緯の下で、債権者は、編者としての立場に基づき、本件原案やその修正案の内容について検討した上、最終的に、本件編者会合に出席し、

他の編者と共に、判例113件の選択・配列と執筆者113名の割当てを項目立ても含めて決定、確定する行為をし、その後の修正についても、メールで具体的な意見を述べ、編者が意見を出し合って判例及び執筆者を修正決定、再確定していくやりとりで参画した」などとしたうえで、「執筆者の執筆する解説は、本件著作物の素材をなしているところ、その執筆者の選定については、とりわけ実務家を含めると選択の幅が小さくないこと、債権者が推挙した当該3名の人選について、誰が選択しても同じ人選になるようなものとはいえないことに照らせば、債権者による上記①の素材の選択には創作性があり、「上記③の確定行為の対象となった判例、執筆者及び両者の組合せの選択並びにこれらの配列には、もとより創作性のあるものが多く含まれているところ、債権者が編者としての確定行為によりこれに関与したとみられる」ことなどを考慮して、著作者の推定の覆滅を認めませんでした。

2. 裁判所の判断

(1) 著作者の推定について

本件においても、裁判所は本件著作

物の表紙において、「A・Y・B・C編」と表示されていること、本件著作物のはしがきに本件著作物編者らの氏名が表示されていること、およびはしがきの内容から、相手方が「本件著作物の著作者であることを一般人に、認識させ得る」として、著作者の推定が及ぶと判断しました。

(2) 著作者の推定の覆滅について

裁判所は、著作権法2条1項1号、2号、12条1項の規定を示して、編集著作物の創作性について他の著作物と同様であるとしたうえで、「素材につき上記の意味での創作性のある選択及び配列を行った者が編集著作物の著作者に当たる」とし、「共同編集著作物の著作者の認定が問題となる場合、例えば、素材の選択、配列は一定の編集方針に従って行われるものであるから、編集方針を決定することは、素材の選択、配列を行うことと密接不可分の関係にあって素材の選択、配列の創作性に寄与するものということができ」「編集方針を決定した者も、当該編集著作物の著作者となり得るというべきである」としました。

一方で、「編集に関するそれ以外の行為として、編集方針や素材の選択、配列について相談を受け、意見を述べることや、他人の行った編集方針の決定、素材の選択、配列を消極的に容認することは、いずれも直接創作に携わる行為とはいいい難いことから、これらの行為をしたにとどまる者は当該編集著作物の著作者とはなり得ないというべきである」としました。

そして、「共同編集著作物の作成過程において行われたある者の行為が、上

記のいずれの場合に該当するかは、当該行為を行った者の当該共同編集著作物の作成過程における地位や権限等を捨象した当該行為の客観的な具体的な側面のみによっては判断し難い例があることは明らか」であり、「行為そのものは同様のものではあったとしても、これを行った者の地位、権限や当該行為が行われた時期、状況等により当該行為の意味ないし位置付けが異なることは、世上往々にして経験する事態である」ことから、「創作性のあるもの、ないものを問わず複数の者による様々な関与の下で共同編集著作物が作成された場合に、ある者の行為につき著作者となり得る程度の創作性を認めることができるか否かは、当該行為の具体的内容を踏まえるべきことは当然として、さらに、当該行為者の当該著作物作成過程における地位、権限、当該行為のされた時期、状況等に鑑みて理解、把握される当該行為の当該著作物作成過程における意味ないし位置付けをも考慮して判断されるべきである」と判断基準を示しました。

そのうえで裁判所は、A教授は、「やむなく、相手方を名目的ながらも第4版の編者とすることとし、同時に、相手方に対しては、原案作成に当たり口出ししないように強く注意を与え」また、「これを受けた相手方も、A教授から原案作成の権限を取り上げられたものと理解した」ことから、「A教授の上記意図はおおむね正しく相手方に伝わった」こと、B教授も、「経緯の詳細を聞かされたことで、自らが中心的役割を果たすことを了解したことがうかがわれる」とし、「第4版の編者選定段階において、少なくとも原告人、A教授、B教授及

び相手方との間では、相手方は『編者』の一人となるものの、原案作成に関する権限を実質上有しないか、又は著しく制限されていることにつき、共通認識が形成されていた」としました。

さらに、第4版の編集過程において相手方の関与は、概括的な意見にとどまり、「B教授及びD教授が主体となって本件原案がまとめられたが、その後の修正の程度及び内容に鑑みると、本件著作物の素材である判例及びその解説（執筆者）の選択及び配列の大部分が本件原案（筆者注：本件著作物に掲載する判例およびその解説の執筆者のリストで2008年10月20日に作成されたもの）のままに維持されたものといっ

てよく、本件著作物との関係において本件原案それ自体の完成度がそもそもかなり高かったものと評価」しました。その後の本件原案の修正については、「相手方は、B教授に対し、電話及びメールで本件原案における執筆者候補につき特定の実務家1名の削除及び3名の追加を提案」したところ、B教授は、相手方の意見を全て受け入れた修正をしましたが、「相手方及びB教授の各陳述書や関係するメールの内容等に鑑みると、両者の間で、提案の理由等に関する実質的な議論ないし意見交換が十分に行われたとは考え難い。また、この相手方の提案につきA教授及びC教授は特に言及しなかったことがうかがわれる。そうすると、相手方の意見を踏まえた本件原案の修正についても、修正の要否及び内容の判断はあくまでB教授主導で行われたものと見るのが適当である」としました。

さらに相手方のこの修正の提案につ

いて、裁判所は、「その後現に行われた執筆者候補の変更等を考慮すれば、創作性を認める余地がないほどありふれたものとまではいい難いが、追加すべきとされた3名の地位、経歴等に加え、相手方の提案が反映されるに至る経緯をも考慮すると、斬新な提案というべきほど創作性の高いものとはいいい難く、むしろ、著作権法分野に関する相応の学識経験を有する者であれば比較的容易に想起し得る選択肢に含まれていた人選といってよいから、その提案に仮に創作性を認め得るとしても、その程度は必ずしも高いものとは思われない」とし、原決定で相手方の関与に創作性を認めた点について、その創作性の高さを否定する判断を示しました。

また、本件原案の修正案後の複数の素案およびその修正案の作成過程においても、相手方が日程調整を除いて関与していないこと、編者会合においても、「本件編者会合における相手方の具体的な関与は、上記判決の追加並びに第4版に収録されるべき判例及び執筆者候補の選択、配列等に賛同したという限度にとどまり、編者会合後についても、相手方の関与の評価は消極的容認にとどまっているとし、「このような相手方の関与をもって創作性のあるものと見ることは困難」と判断しました。

裁判所は以上のような認定をしたうえで、「少なくとも本件著作物の編集に当たり中心的役割を果たしたB教授、その編集過程で内容面につき意見を述べるにとどまらず、作業の進め方等についても編集開始当初からE及びB教授にしばしば助言等を与えることを通じて重要な役割を果たしたというべき

A教授及び抗告人担当者であるEとの間では、相手方につき、本件著作物の編集方針及び内容を決定する実質的権限を与えず、又は著しく制限することを相互に了解していた上、相手方も、抗告人から『編者』への就任を求められ、これを受諾したものの、実質的には抗告人等のそのような意図を正しく理解し、少なくとも表向きはこれに異議を唱えなかったことから、この点については、相手方と、本件著作物の編集過程に関与した主要な関係者との間に共通認識が形成されていたものといえる。しかも、相手方が本件原案の作成作業には具体的に関与せず、本件原案の提示を受けた後もおおむね受動的な関与にとどまり、また、具体的な意見等を述べて関与した場面でも、その内容は、仮に創作性を認め得るとしても必ずしも高いとはいえない程度のものであったことに鑑みると、相手方としても、上記共通認識を踏まえ、自らの関与を謙抑的な関与にとどめる考えであったことがうかがわれる」とし、「これらの事情を総合的に考慮すると、本件著作物の編集過程において、相手方は、その『編者』の一人とされてはいたものの、実質的にはむしろアイデアの提供や助言を期待されるにとどまるいわばアドバイザーの地位に置かれ、相手方自身もこれに沿った関与を行ったにとどまるものと理解するのが、本件著作物の編集過程全体の実態に適する」と

して、相手方について本件著作物の著作者の推定を覆滅しました。

3. 考察

本件では、編集著作物の著作者について、編集方針を決定した者も編集著作物の著作者になり得るなどとして、地のさざめごと事件（東京地判昭和55年9月17日判時975号3頁）とほぼ同一の一般的判断基準を示しました。

上記の判断にあたり、「当該行為の具体的内容を踏まえるべきことは当然として、さらに、当該行為者の当該著作物作成過程における地位、権限、当該行為のされた時期、状況等に鑑みて理解、把握される当該行為の当該著作物作成過程における意味ないし位置付けをも考慮して判断されるべき」と、より具体的な判断基準も示した点が本件の特徴であり、実務上、参考にすべき点が示されていて、有益と思われます。

本件ではこの具体的な判断基準にしたがって、相手方が著作者に当たるか否かの判断をしていますが、特に本件著作物編者らの間での作業の権限の認識を重視し、それを踏まえて、作業過程における相手方の関与の度合いを具体的に判断しています。また、相手方による執筆者の提案の点についても、より詳細な検討を加えています。

このような点が、原決定とは異なる判断につながった要因と思われます。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

よううら よういち

早稲田大学理工学部情報学科卒業。一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻修了、成蹊大学法科大学院修了。知的財産権の権利化、侵害や無効鑑定業務、コンピュータ関連の法律問題に従事。